

令和8年度鳥取県立図書館資料搬送業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度鳥取県立図書館資料搬送業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、指定された日に指定されたコースの図書館等を巡回し、指定された資料等を届けるとともに、指定された資料等を回収し、指定された図書館又は県立図書館に届けること。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 集配日前日午後4時から午後5時までの間に、鳥取県立図書館（以下、「県立図書館」という。）地下2階プラットホーム市町村貸出図書室で、搬送する資料（一括大量貸出資料、セット貸出資料等（以下、「図書資料」という。）、返却用のコンテナ、搬送車ルート確認書（様式1）を受け取る。コンテナ以外の形態の荷物（ダンボール箱、パネル、ポスター、展示ケース、展示物等）についても搬送する。ただし、県立図書館から受取った搬送する図書資料等については、高等学校・特別支援学校図書館等は事務室ではなく、図書館まで届けること。
- (2) 各市町村立図書館等へは、図書館間搬送ケース確認書（様式2）により搬送する。
- (3) 各市町村立図書館等には、県立図書館へ搬送するコンテナ（返却資料等）が準備してあるので集荷する。また、コンテナ以外に県立図書館への荷物がある場合は、空コンテナに箱詰めし、集荷する。コンテナ以外の形態の荷物（ダンボール箱、パネル、ポスター、ブックトラック、展示ケース、展示物等）についても搬送する。各市町村立図書館等の求めに応じて、空コンテナを渡すこと。
- (4) 各市町村立図書館等に他の各市町村立図書館等宛の資料がある場合で、当日のその後の搬送ルート上にある各市町村立図書館等宛のものは直接配達し、図書館間相互貸借搬送確認書（様式3）に確認を受けること。ルート上にないものについては、県立図書館へ搬送する（図書館間相互貸借送付状（様式4）が貼り付けてない荷物は、全て県立図書館宛である）。
なお、年に24回程度、コンテナ約100ケース、あるいはパネル、展示物等を各市町村立図書館等から他の各市町村立図書館等へ直接搬送する場合がある。
- (5) 県立図書館への搬送は、当日午後4時から5時までとし、遅延等が生じるおそれのある場合は、事前に連絡すること。
- (6) 各コースへの搬送が終了し県立図書館に到着したときに、搬送車ルート確認書（様式1）を発注者に提出し、報告すること。

5 搬送予定数量

- ・ 県立図書館から各市町村立図書館等へ 年間約2,900ケース
 - ・ 各市町村立図書館等から県立図書館へ 年間約5,400ケース
- ※その他各集配日には空コンテナを必要数搬送する。
※予定数量であり、増減の可能性がある。

6 集配先、集配日及びコース

(1) 集配先

県内の市町村立図書館、高等学校・特別支援学校図書館、大学・高等専門学校図書館、県立中央病院図書室、県立厚生病院図書室、鳥取県男女協働未来創造センター、鳥取県立人権ひろば21、鳥取県産業技術センター、鳥取県立まなびの森学園（以下、「各市町村立図書館等」という。所在地等は別添1-1から1-3のとおり）

なお、期間中、各館の都合による休館などにより配送先が変更となる場合がある。

(2) 集配コース及び時間

別添2-1から2-3のとおり

(3) 集配日

別添3-1から3-2のとおり

7 搬送に係る留意事項等

- (1) 図書資料等を運ぶ専用のトラックを準備すること。使用するトラックは最大積載量2トン以上で

- あること。なお、そのトラックで他の荷主の荷物を県立図書館の資料等と同時に搬送しないこと。
- (2) 搬送の遅延、その他トラブルが生じた場合には、直ちに県立図書館に連絡すること。
 - (3) 内容物が破損しないよう取り扱うこと。また、雨に濡れないようにすること。
 - (4) 燃料の高騰、搬送予定数量や経費の増減が生じても契約金額を変更しないこと。
 - (5) 誤配など、受注者の責めにより生じたトラブルについては、誤配された図書館等と届けられる予定であった図書館等と相談し、利用者に迷惑のかからないよう受注者の責任において解消すること。
 - (6) 災害等の理由により通常搬送業務にあたっている県内事業所が業務を行えない場合、他の県内事業所が搬送業務を行う等の代替え措置を講ずること。
 - (7) 盆など受注者の都合により搬送・集荷業務を休止する場合は、搬送先への影響もあることから、遅くとも1月前までに県立図書館と協議して、対応を決定すること。

8 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

9 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

10 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

11 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

12 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

13 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

14 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

15 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

16 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

17 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

18 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、当月分の搬送料金を翌月発注者に請求し、発注者は4の(6)による搬送ルート確認書に基づいて検査するものとする。
- (2) 発注者は、(1)の確認書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。(口頭でも可)
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

19 委託料の支払

- (1) 受注者は、18(3)の通知を受領した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

20 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認められたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

21 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

22 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

23 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 22(1)の履行の追完がなされないとき。

- エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
- イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (5) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

24 賠償の予定

受注者が23の(3)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

25 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

26 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

27 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

搬送車ルート確認書 (月 日 コース)

名 称	到着予定時間	到着時間	確認印
〇〇図書館	〇時〇〇分		
〇〇高校図書館	〇時〇〇分		
	〇時〇〇分		

- ※ 到着時間は各館担当者が記入すること。
- ※ 到着予定時間ではなく、実際に到着した時間を記入すること。
- ※ 各館担当者に確認印をもらうこと。
- ※ 高等学校・特別支援学校等の図書館については、事務室ではなく図書館まで搬送すること。

(様式4)

共通

図書館間相互貸借送付状	
発送日： 年 月 日	
宛先：	
	図書館 様
	高等学校 様
	特別支援学校 様
	大学図書館 様
	類縁機関 様
発送元：	
	図書館
	高等学校
	特別支援学校
	大学図書館
	類縁機関
〔県立図書館記入欄〕	受取日： 年 月 日
	発送日： 年 月 日 (宅配・搬送車・その他)

(別添1-1)

令和8年度 図書資料等集配先一覧

東部

館名	郵便番号	所在地	電話番号
図書館			
鳥取市立中央図書館	680-0845	鳥取市富安2-138-4	0857-27-5182
岩美町立図書館	681-0003	岩美郡岩美町浦富1038-6	0857-72-0510
八頭町立郡家図書館	680-0463	八頭郡八頭町宮谷256-4	0858-72-6660
わかさ生涯学習情報館	680-0701	八頭郡若桜町若桜751	0858-82-6860
ちえの森ちづ図書館	689-1402	八頭郡智頭町智頭2090-1	0858-75-4123
高等学校			
鳥取東高校図書館	680-0061	鳥取市立川町5-210	0857-22-8495
鳥取西高校図書館	680-0011	鳥取市東町2-112	0857-22-8281
鳥取商業高校図書館	680-0941	鳥取市湖山町北2-401	0857-28-0156
鳥取工業高校図書館	689-1103	鳥取市生山111	0857-51-8011
鳥取湖陵高校図書館	680-0941	鳥取市湖山町北3-250	0857-28-0250
鳥取緑風高校図書館	680-0945	鳥取市湖山町南3-848	0857-37-3100
岩美高校図書館	681-0003	岩美郡岩美町浦富708-2	0857-72-0474
八頭高校図書館	680-0492	八頭郡八頭町久能寺725	0858-72-0022
智頭農林高校図書館	689-1402	八頭郡智頭町智頭711-1	0858-75-0655
青谷高校図書館	689-0595	鳥取市青谷町青谷2912	0857-85-0511
鳥取敬愛高校図書館	680-0022	鳥取市西町1-111	0857-22-8397
鳥取城北高校図書館	680-0811	鳥取市西品治848	0857-23-3502
青翔開智高校図書館	680-8066	鳥取市国府町新通り3-301-2	0857-30-5541
大学			
鳥取大学附属図書館	680-8554	鳥取市湖山町南4丁目101	0857-31-5672
公立鳥取環境大学 情報メディアセンター	689-1111	鳥取市若葉台北1丁目1-1	0857-38-6730
特別支援学校			
鳥取盲学校図書館	680-0151	鳥取市国府町宮下1265	0857-23-5441
鳥取聾学校図書館	680-0151	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031
鳥取養護学校図書館	680-0901	鳥取市江津260	0857-26-3601
白兔養護学校図書館	689-0201	鳥取市伏野1550-1	0857-59-0585
その他類縁機関			
鳥取県立人権ひろば21	680-0846	鳥取市扇町21	0857-27-2010
鳥取県立中央病院図書室	680-0901	鳥取市江津730	0857-29-3227
鳥取県産業技術センター	689-1112	鳥取市若葉台南7丁目1-1	0857-38-6200
鳥取県立まなびの森学園	680-0941	鳥取市湖山町北5丁目202番地	0857-32-0922

(別添1-2)

令和8年度 図書資料等集配先一覧

中部

館名	郵便番号	所在地	電話番号
図書館			
倉吉市立図書館	682-0816	倉吉市駄経寺町187-1	0858-47-1183
湯梨浜町立図書館	689-0714	東伯郡湯梨浜町龍島497	0858-48-6012
町立みささ図書館	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-1145
北栄町図書館	689-2221	東伯郡北栄町由良宿803-1	0858-37-5515
琴浦町図書館	689-2303	東伯郡琴浦町徳万266-5	0858-52-1115
高等学校			
倉吉東高校図書館	682-0812	倉吉市下田中町801	0858-22-5205
倉吉西高校図書館	682-0925	倉吉市秋喜20	0858-28-1811
倉吉農業高校図書館	682-0941	倉吉市大谷166	0858-28-1341
倉吉総合産業高校図書館	682-0044	倉吉市小田204-5	0858-26-2851
鳥取中央育英高校図書館	689-2295	東伯郡北栄町由良宿291-1	0858-37-3211
倉吉北高校図書館	682-0018	倉吉市福庭町1-180	0858-26-1351
湯梨浜学園高校図書館	689-0727	東伯郡湯梨浜町田畑32-1	0858-48-6810
大学			
鳥取看護大学 鳥取短期大学付属図書館	682-8555	倉吉市福庭854	0858-26-9121
特別支援学校			
県立倉吉養護学校図書館	682-0836	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500
県立琴の浦高等特別支援学校図書館	689-2501	東伯郡琴浦町赤碕1957-1	0858-55-6477
その他			
鳥取県男女協働未来創造センター	682-0816	倉吉市駄経寺町212-5 県立倉吉未来中心内	0858-23-3901
鳥取県立厚生病院図書室	682-0804	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181

(別添1-3)

令和8年度 図書資料等集配先一覧

西部

館名	郵便番号	所在地	電話番号
図書館			
米子市立図書館	683-0822	米子市中町8	0859-22-2612
境港市民図書館	684-0033	境港市上道町3000	0859-47-1099
南部町立法勝寺図書館	683-0351	西伯郡南部町法勝寺341	0859-66-4463
大山町立図書館	689-3111	西伯郡大山町赤坂766-1	0858-49-3010
日吉津村図書館	689-3553	日吉津村日吉津930	0859-27-0204
伯耆町立溝口図書館	689-4292	西伯郡伯耆町溝口652-1	0859-62-0717
日南町図書館	689-5212	日野郡日南町霞785	0859-77-1112
日野町図書館	689-4503	日野郡日野町根雨129-1	0859-72-1300
江府町立図書館	689-4401	日野郡江府町江尾1944-2 防災情報センター内	0859-75-2005
高等学校			
米子東高校図書館	683-0051	米子市勝田町1	0859-22-2178
米子西高校図書館	683-8512	米子市大谷町200	0859-22-7421
米子高校図書館	683-0023	米子市橋本30-1	0859-26-1311
米子南高校図書館	683-0033	米子市長砂町216	0859-33-1641
米子工業高校図書館	683-0052	米子市博労町4丁目220	0859-22-9211
米子白鳳高校図書館	689-3411	米子市淀江町福岡24	0859-37-4020
境高校図書館	684-8601	境港市上道町3030	0859-44-0441
境港総合技術高校図書館	684-0043	境港市竹内町925	0859-45-0411
日野高校図書館	689-4503	日野郡日野町根雨310	0859-72-0365
米子北高校図書館	683-0804	米子市米原6-14-1	0859-22-9371
米子北斗高校図書館	683-0851	米子市夜見町50	0859-29-6000
米子松蔭高校図書館	689-3541	米子市二本木316	0859-27-0421
大学・高専			
鳥取大学 医学図書館	683-8504	米子市西町86	0859-38-6462
米子工業高等専門学校 図書館情報センター	683-8502	米子市彦名町4448	0859-24-5028
特別支援学校			
皆生養護学校図書館	683-0004	米子市上福原7-13-4	0859-22-6571
県立米子養護学校図書館	689-3543	米子市蚊屋343	0859-27-3411
鳥取聾学校ひまわり分校図書館	683-0004	米子市上福原7-13-1	0859-23-2810

(別添 2 - 1)

令和 8 年度 図書資料等集配コース・時間 予定表

A コース (17 館)

順序	図書館	時間
1	鳥取西高校図書館	9 : 0 0
2	鳥取大学附属図書館	9 : 3 0
3	湯梨浜学園高校図書館	1 0 : 3 0
4	町立みささ図書館	1 0 : 5 0
5	倉吉東高校図書館	1 1 : 1 0
6	鳥取県立厚生病院図書室	1 1 : 2 0
7	倉吉市立図書館	1 1 : 3 0
8	鳥取県男女協働未来創造センター	1 1 : 4 0
9	倉吉養護学校図書館	1 3 : 0 0
1 0	倉吉西高校図書館	1 3 : 1 5
1 1	倉吉総合産業高校図書館	1 3 : 3 0
1 2	倉吉北高校図書館	1 3 : 5 0
1 3	鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館	1 4 : 0 0
1 4	白兔養護学校図書館	1 4 : 5 0
1 5	鳥取養護学校図書館	1 5 : 1 0
1 6	鳥取県立中央病院図書室	1 5 : 2 0
1 7	鳥取県立人権ひろば 2 1	1 5 : 4 0

B コース (12 館)

順序	図書館	時間
1	鳥取敬愛高校図書館	8 : 5 0
2	鳥取城北高校図書館	9 : 0 0
3	鳥取湖陵高校図書館	9 : 2 0
4	鳥取商業高校図書館	9 : 3 0
5	鳥取県立まなびの森学園	9 : 4 0
6	鳥取緑風高校図書館	9 : 5 0
7	湯梨浜町立図書館	1 0 : 3 0
8	倉吉農業高校図書館	1 1 : 1 0
9	鳥取中央育英高校図書館	1 1 : 3 0
1 0	北栄町図書館	1 1 : 4 0
1 1	南部町立法勝寺図書館	1 4 : 1 0
1 2	伯耆町立溝口図書館	1 4 : 4 0

(別添2-2)

Cコース (15館)

順序	図書館	時間
1	鳥取市立中央図書館	8 : 5 0
2	智頭農林高校図書館	9 : 5 0
3	ちえの森ちづ図書館	1 0 : 0 0
4	わかさ生涯学習情報館	1 1 : 0 0
5	八頭高校図書館	1 1 : 4 0
6	八頭町立郡家図書館	1 1 : 5 0
7	鳥取県産業技術センター (若葉台)	1 3 : 0 0
8	公立鳥取環境大学図書館情報メディアセンター	1 3 : 1 0
9	鳥取工業高校図書館	1 3 : 3 0
1 0	鳥取聾学校図書館	1 3 : 5 5
1 1	鳥取盲学校図書館	1 4 : 1 0
1 2	青翔開智高校図書館	1 4 : 2 5
1 3	鳥取東高校図書館	1 4 : 4 5
1 4	岩美町立図書館	1 5 : 2 5
1 5	岩美高校図書館	1 5 : 4 0

Dコース (10館)

順序	図書館	時間
1	青谷高校図書館	8 : 5 0
2	琴浦町図書館	9 : 4 0
3	琴の浦高等特別支援学校図書館	1 0 : 0 0
4	米子白鳳高校図書館	1 0 : 5 0
5	日吉津村図書館	1 1 : 1 0
6	皆生養護学校図書館	1 1 : 3 0
7	鳥取聾学校ひまわり分校図書館	1 1 : 4 5
8	境港総合技術高校図書館	1 3 : 0 0
9	境高校図書館	1 3 : 2 0
1 0	境港市民図書館	1 3 : 4 0

(別添2-3)

E コース (10館)

順序	図書館	時間
1	県立米子養護学校図書館	10:30
2	米子松蔭高校図書館	10:40
3	米子東高校図書館	11:00
4	米子工業高校図書館	11:20
5	米子北高校図書館	11:30
6	米子北斗高校図書館	11:45
7	米子工業高等専門学校図書館情報センター	11:55
8	鳥取大学医学図書館	13:20
9	米子西高校図書館	13:40
10	米子南高校図書館	14:00

F コース (7館)

順序	図書館	時間
1	大山町立図書館	9:50
2	米子市立図書館	11:00
3	米子高校図書館	11:25
4	江府町立図書館	11:55
5	日野高校図書館	12:25
6	日野町図書館	12:35
7	日南町図書館	13:10

共通

2026年 4月

日	月	火	水	木	金	土
			1 A	2 B	3 C	4
5	6	7	8 D	9 E	10 F	11
12	13	14	15 A	16 B	17 C	18
19	20	21	22 D	23 E	24 F	25
26	27	28 A	29 昭和の日	30 B		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1 C	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 E	8 F	9
10	11	12 D	13 A	14 B	15 C	16
17	18	19	20 D	21 E	22 F	23
24	25	26	27 A	28 B	29 C	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 D	4 E	5 F	6
7	8	9	10 A	11 B	12 C	13
14	15	16	17 D	18 E	19 F	20
21	22	23	24 A	25 B	26 C	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1 D	2 E	3 F	4
5	6	7	8 A	9 B	10 C	11
12	13	14	15 D	16 E	17 F	18
19	20 海の日	21	22 A	23 B	24 C	25
26	27	28	29 D	30 E	31 F	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 A	6 B	7 C	8
9	10	11 山の日	12 D	13 E	14 F	15
16	17	18	19 A	20 B	21 C	22
23	24	25	26 D	27 E	28 F	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 A	3 B	4 C	5
6	7	8	9 D	10 E	11 F	12
13	14	15	16 A	17 B	18 C	19
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 E	25 F	26
27	28	29 D	30 A			

別添3-2

2026年 10月

日	月	火	水	木	金	土
				1 B	2 C	3
4	5	6	7 D	8 E	9 F	10
11	12 スポーツの日	13	14 A	15 B	16 C	17
18	19	20	21 D	22 E	23 F	24
25	26	27	28 A	29 B	30 C	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 文化の日	4 D	5 E	6 F	7
8	9	10	11 A	12 B	13 C	14
15	16	17	18 D	19 E	20 F	21
22	23 勤労感謝の日	24	25 A	26 B	27 C	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 D	3 E	4 F	5
6	7	8	9 A	10 B	11 C	12
13	14	15	16 D	17 E	18 F	19
20	21	22	23 A	24 B	25 C	26
27	28	29	30	31		

2027年 1月

日	月	火	水	木	金	土
					1 元旦	2
3	4	5	6 D	7 E	8 F	9
10	11 成人の日	12	13 A	14 B	15 C	16
17	18	19	20 D	21 E	22 F	23
24	25	26	27 A	28 B	29 C	30
31						

2月

特別整理期間
令和9年1/18(月)~2/2(火)(予定)

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 D	4 E	5 F	6
7	8	9	10 A	11 建国記念の日 C	12	13
14	15	16 B	17 D	18 E	19 F	20
21	22	23 天皇誕生日 A	24 B	25 C	26	27
28						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 D	4 E	5 F	6
7	8	9	10 A	11 B	12 C	13
14	15	16	17 D	18 E	19 F	20
21	22 春分の日 A	23 B	24 C	25	26	27
28	29	30	31			